

東久留米市地区センター指定管理者の候補者の選定結果

指定管理者の候補者として、下記のとおり選定委員会から選定されました。

1. 指定管理者を設置する施設

- (1) 東久留米市浅間町地区センター
- (2) 東久留米市野火止地区センター
- (3) 東久留米市八幡町地区センター
- (4) 東久留米市南町地区センター
- (5) 東久留米市中央町地区センター

2. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 指定管理者の応募申請件数

1件

4. 指定管理者優先交渉権者の名称等

名 称 社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会
代表者 会長 松本 誠一
所在地 東京都東久留米市滝山四丁目3番14号

5. 選定理由

選定の基準(※)に基づき、提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価した結果による。

- (※) (1) 事業計画審査（市民の平等・公平な使用の確保、市民サービスの向上、経費の節減など効率的な運営、市民への安定的な施設サービスの継続的提供、当該施設の設置目的を達成するために必要とする事項）
- (2) 団体審査（経営状況・実績・専門性）
- (3) プレゼンテーション審査（動機・説明力・表現力、理念・意欲・管理力、誠意・その他）

詳しくは、福祉保健部福祉総務課高齢者福祉係 電話042-470-7749へ。